

今年4月1日から

## 商品・サービスの**総額表示**が必要になります！

総額表示とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた価格を表示することをいいます。

### 総額表示に該当する価格表示の例

11,000円

11,000円（税抜価格10,000円、税1,000円）

11,000円（税込価格）

11,000円（税抜価格10,000円）

10,000円（税込11,000円）

11,000円（うち税1,000円）

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。

店頭の数値・棚札などのほかチラシ、カタログ、広告などどのような表示媒体でも対象となります。

### 総額表示に〈該当しない〉価格表示の例

× 10,000円（税抜）

× 10,000円（本体価格）

× 10,000円+税

消費税インボイス制度

## 今年10月1日から**登録申請の受付を開始**します！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。インボイス制度は、所定の要件を記載した請求書や納品書を発行、保存するという制度です。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。



- ・取引先が事業者であるすべての事業所に影響があります。
- ・登録申請しない場合、取引先からの仕事が減少する、もしくは値引きを要求される可能性があります。
- ・課税事業者のみ登録申請を行うことができます。
- ・現在、免税事業者であっても、課税事業者に切り替えることで登録申請を行うことができます。

### インボイス制度導入までのスケジュール

登録申請書は  
今年10月1日から  
提出が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、  
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請期間

登録申請書の  
受付開始

登録申請書の提出を受けた後、審査に一定の期間が必要のため、早めの提出をお願いします。

インボイス制度の  
導入

【インボイス制度に関するお問合せ先】 **消費税軽減税率電話相談センター**  
専用ダイヤル：0120-205-553（無料） 受付時間：9時～17時（土日祝除く）